

崇城大学動物実験倫理委員会規則

(設 置)

第 1 条 崇城大学動物実験指針第 5 条に基づき、崇城大学動物実験倫理委員会（以下「委員会」という。）をおく。

(組 織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（研究担当）
 - (2) 生物生命学科長
 - (3) 薬学科長
 - (4) 生物生命学科、薬学科の動物実験に携わる教授各 1 人
 - (5) 医薬工学実験棟管理者
 - (6) 生物科学研究棟代表世話人
 - (7) 動物実験・飼養に関する科学的、生命倫理的、動物福祉的見識を有する者
 - (8) その他委員長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項の委員は、学長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の中から、学長が指名する。
- 4 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(任 期)

第 3 条 前条第 1 項の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に関わらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(審議事項等)

第 4 条 委員会は、崇城大学における動物実験指針の適正な運用を図るとともに、次に掲げる事項を行う。

- (1) 実験動物の愛護に関すること。
- (2) 実施責任者から提出があった実験計画の審査及び承認に関すること。
- (3) 実験動物及び施設の管理者から提出があった施設及び管理組織体制の審査及び承認に関すること。
- (4) 動物実験の実施状況及び実験動物の飼育管理状況の把握に関すること。
- (5) 動物実験の教育訓練及び健康管理に関すること。
- (6) 事故発生の際の必要な措置及び改善策に関すること。

(議 事)

第 5 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することはできない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(意見の聴取)

第 6 条 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(事 務)

第 7 条 委員会の事務は、庶務課が行う。

附 則

この規則は、平成 23 年 9 月 30 日より施行する。

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。